

## 答申

令和元年9月6日付け総務第908号ほか14件の諮問について、次のとおり答申します。

### 第1 答申

#### 1 審査会の結論

本件審査請求はいずれも却下されるべきである。

#### 2 事実

別紙公開請求・審査請求一覧表の通り。

#### 3 審査請求人の主張要旨

##### (1) 審査請求の趣旨

別紙公開請求・審査請求一覧表（以下「別紙一覧表」という）記載の審査請求の全てに共通する審査請求の趣旨は、①「出雲市長の「公文書ではない」理由で文書を非公開とした文書のリスト、各文書の公文書にならない理由及び根拠の説明を審査請求人に提供すること」、「出雲市長は「公文書ではない」理由で文書を非公開とした文書のリスト、各文書の写し、公文書にならない理由、根拠を審査会に提出すること」及び「審査請求人に非公開とした各文書について、意見を審査会に提出する機会を与えること」である。

別紙一覧表記載の審査請求のうち、No. 11（諮問番号801）を除く全てに共通する審査請求の趣旨は、②「出雲市長は「出雲市情報公開条例逐条解説」を審査請求人に公開すること」及び「「出雲市情報公開条例逐条解説」を審査請求人に公開した後、審査請求人に非公開とした文書及び情報について意見を審査会に提出する機会を与えること」である。

別紙一覧表記載 No. 1（諮問番号908）の審査請求の趣旨は、上記①②に加えて、③平成30年4月11日付け公文書部分公開決定通知書（自振第237号）により平成26年5月22日の鶺鴒コミュニティセンター運営委員会の資料として公開した鶺鴒コミュニティセンター運営委員会規約は、審

査請求人が初めて閲覧した平成30年4月17日から同年11月12日の間に改ざんされたとし、「審査会は、当該改ざんについて調査し、いつ、誰が行ったか、また、その目的や理由を確認すること」である。

## (2) 審査請求の理由

審査請求人は、前記審査請求の趣旨①について「出雲市長は「公文書ではない」理由で非公開としたときに当該決定について審査請求人に通知しないため、審査請求人は当該文書が公文書であるかを判断し、当該決定について審査請求を提出することはできない」ためと述べ、前記審査請求の趣旨②について「出雲市長が「出雲市情報公開条例逐条解説」を公開するまで、審査請求人は出雲市長の非公開の理由及びその根拠を正確に理解できないため、審査請求を提出したり、意見書（反論書）を作成するのは困難」であるから「公正といえない」「不公平」であると述べ、前記審査請求の趣旨③について「出雲市長（出雲市の職員等）が公文書を改ざん、偽造や隠蔽しないため」と述べている。

## 4 実施機関の主張要旨

実施機関は、各審査請求の答弁書において、前記審査請求の趣旨①に対しては、公文書の定義は出雲市情報公開条例（以下「本条例」という）第2条に規定されており、その定義に当てはまる公文書について別紙一覧表記載の各公開決定等を行っているところ、審査請求人の主張は別紙一覧表記載の各公開決定に対する不服ではないため却下すべき旨を、前記審査請求の趣旨②に対しては、「出雲市情報公開条例逐条解説」は、別紙一覧表記載の各公開請求により公開を求められた文書ではないため、審査請求に係る処分に対する不服とは言えないので却下すべき旨を、前記審査請求の趣旨③に対しては、公文書公開決定に基づく公文書の公開により公開手続が終了した後に文書が改ざんされたかどうかは、公開決定に対する不服ではないため却下すべき旨を述べている。

## 5 審査会の判断

### (1) 前記審査請求の趣旨①について

ア 前記審査請求の趣旨①を文字通り読むと、公文書ではない文書のリストの開示を求める内容であり、公文書の公開等を定めた本条例の対象範囲を超えた主張であるから、実施機関の述べている通り、審査請求人の主張は失当と言わざるを得ない。

イ これに対して、審査請求人の意図するところが、「公文書であり、公開されるべき文書が公開されていない」という実施機関による不作為に対する審査請求なのであれば、適法な審査請求として取り扱う余地がある。

もっとも、その場合も、審査請求人が審査対象とすべき文書を特定できなければ、当審査会も審査対象となる文書を特定できず、審査を行うことができないから、審査対象文書を特定しないで行われた抽象的な審査請求は却下するしかない。

ウ 当審査会は、令和4年8月3日付けで、審査請求人に対し、審査請求の趣旨を不作為に対する審査請求に変更する意思があるかどうか及び審査対象とすべき文書の特定が出来るかどうかについて文書照会を行った。

これに対して、審査請求人からは、令和4年8月30日付けで文書回答があり、審査請求の趣旨の変更をするつもりはなく、あくまで、公文書でない文書のリストの開示を求めること、審査対象とすべき文書は特定できないことが書かれていた。

エ 審査請求人の主張が、前記審査請求の趣旨①として文字通り記載されているように、公文書ではない文書のリストの開示を求めるとの主張であれば、公文書の公開等を定めた本条例の対象範囲を超えており、適法な審査請求ではないから、前記審査請求の趣旨①は却下すべきである。

なお、審査請求人の主張を不作為に対する審査請求と解したとしても、公文書であり、公開されるべきにも関わらず実施機関が公開しなかった文書の特定ができないのであれば、当審査会も審査対象が特定できず審査できないため、この意味でも、前記審査請求の趣旨①は却下するしかない。

## (2) 前記審査請求の趣旨②について

ア 実施機関も述べている通り、「出雲市情報公開条例逐条解説」が、別紙一覧表記載の公開請求において公開を求められた公文書に該当しないこ

とは明らかである。よって、「出雲市情報公開条例逐条解説」の公開を求める審査請求は、別紙一覧表記載の公文書部分公開決定に対する不服としては不適法と言わざるを得ず、前記審査請求の趣旨②は却下すべきである。

審査請求人が「出雲市情報公開条例逐条解説」の公開を受けたいのであれば、別途、上記逐条解説の公開を求める公開請求を行えばよい。

イ もっとも、「出雲市情報公開条例逐条解説」は、本条例に基づく実施機関による処分の指針となるものであり、情報公開手続が公平公正に行われるためには、情報公開請求権を有する市民に対して広く公開されるべきものである。たとえば島根県においては、同様の逐条解説がホームページ上で公表されている。

また、出雲市においては、本条例制定時に「出雲市情報公開条例逐条解説」が策定されたものの、その後の本条例改正等に伴う上記逐条解説の改定は行われなかったため、上記逐条解説は、実施機関による処分の指針としても不十分であった。

よって、当審査会の意見として、今後の情報公開手続がより公平公正なものとなるように、「出雲市情報公開条例逐条解説」の改定と市民への公表を検討していただきたい旨を付言する。

#### (3) 前記審査請求の趣旨③について

審査請求の趣旨記載の時系列から、審査請求人は、公開手続が終了した後に文書が改ざんされたと述べているため、実施機関による部分公開決定に対する不服ではないことが明らかであるから、前記審査請求の趣旨③は却下すべきである。

#### (4) 審査会の結論

よって、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙) 公開請求・審査請求一覧表

No.	公開請求		処分		審査請求	諮問年月日
	年月日	請求する公文書の件名又は内容	年月日	決定の内容	年月日	諮問番号
1	H28.4.5	鵜鷺コミュニティセンターおよび鷺コミュニティセンター運営委員会についての情報。運営委員会議事録、収支予算書など運営費関連書類。活動支援金など支援金の支給に係る判断理由、支援先の情報（会則・会員・活動目的など）、支援開始時からの収支報告書と活動報告書。施設や設備などの賃借関係書類（賃貸契約書や報告書など）。センター長および職員の人事（募集や採用手段、方法など）に係る情報。	H30.4.11 H30.4.25 H30.6.19 H30.6.19 H30.9.14 H30.9.14	部分公開 部分公開 部分公開 不存在 部分公開 不存在	H30.11.15	R1.9.6 総務第 908 号
2	H28.4.27	平成 26 年頃に実施された、出雲市大社町鷺浦の伊奈西波岐神社沿いの公衆トイレ設置および道路工事に関する計画から決定、施工完了まで情報および地元からの相談、要望や陳情などの関連情報全て	H28.5.11	部分公開	H30.11.19	R1.9.4 総務 1048 号
3	H30.5.14	平成 26 年 4 月 15 日頃に出雲市水産課などが参加し、鵜鷺コミュニティセンターで開催された会議に関する公文書（当該会議の資料、議事録、メモ、電子的データなども含む）。	H30.5.25	不存在	H30.11.19	R1.9.5 総務 1049 号

4	H30.5.14	2013年11月「第11回オーライ！ニッポン大賞 審査委員会会長賞」（受賞団体：〇〇〇〇〇〇〇）に関する公文書（副賞金、助成金などに関する公文書を含む）。	H30.5.25	不存在	H30.11.19	R1.9.30 総務第1050号
5	H30.5.14	出雲市大社町鷺浦地区の伊奈西波岐神社沿いの公衆トイレの設置に関する当該土地の平成27年1月9日頃締結した使用賃借契約書および当該契約に関する公文書。	H30.5.25	部分公開	H30.11.19	R1.9.4 総務第1051号
6	H30.5.28	実証！「地域力」醸成プログラムでの鷺鷺コミュニティセンターに関する全ての情報（事業申請書、事業計画書、収支予算書、審査結果の通知書、実績報告書など関連する情報を含む）。	H30.5.30	不存在	H30.11.19	R1.9.6 総務第1052号
7	H30.6.9	出雲市職員の林俊樹氏及び当時所属していた課の2014年5月の全ての電話通信についての記録	H30.6.21	不存在	H30.11.19	R1.9.2 総務第1053号
8	H30.6.9	平成22年度～平成25年度集落支援事業の地域支援員の活動報告全て	H30.6.25	部分公開	H30.11.19	R1.9.6 総務第1055号
9	H30.6.17	1. 平成23年11月7日（鷺鷺地区）のまちづくり懇談会～開かれた市政をめざして～に関する公文書の全て（起案書、開催案内、配布資料、参加者名簿、議事録、録音、報告書も含む） 2. 平成25年11月7日（鷺鷺地区）のまちづくり懇	H30.7.2	部分公開	H30.11.19	R1.9.4 総務第909号

		談会～開かれた市政をめざして～に関する公文書の全て（起案書、開催案内、配布資料、参加者名簿、議事録、録音、報告書も含む）				
10	H30.7.6	鵜鷺地区社会福祉協議会（平成 18 年度から平成 30 年度まで）に関する公文書の全て	H30.7.20	不存在	H30.11.19	R1.9.6 総務第 1056 号
11	H30.7.6	鵜鷺地区同和教育推進協議会（平成 18 年度から平成 30 年度まで）に関する公文書の全て	H30.9.19 H30.9.19	部分公開 不存在	H30.11.19	R1.9.4 総務第 801 号
12	H30.7.9	ふれんどりーde 茶話会 Part3「○○○○○○○○の活動に学ぼう!!」（2014 年 1 月開催）に関する公文書全て	H30.7.20	部分公開	H30.11.19	R1.9.3 総務第 910 号
13	H30.8.4	鵜鷺地区の同和教育研究指定事業のモデル地区に関する公文書の全て	H30.9.19 H30.9.19	部分公開 不存在	H30.11.19	R1.9.4 総務第 803 号
14	H30.9.3	平成 22 年度～平成 25 年度集落支援事業の地域支援員に関する公文書の全て	H30.10.3	部分公開	H30.11.19	R1.9.6 総務第 804 号
15	H30.9.4	平成 23 年度及び平成 25 年度のまちづくり懇談会の実施に関する公文書（起案書、周知、募集、開催案内等含む）	H30.9.14	全部公開	H30.11.19	R1.9.4 総務第 805 号

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年 9月 6日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和4年 5月24日 (第1回審査会)	審議
令和4年 7月25日 (第2回審査会)	審議
令和4年 9月15日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹